

1. 件名：日本原子力研究開発機構大洗研究所特定廃棄物管理施設における定期事業者検査についての面談

2. 日時：令和2年6月15日 13時40分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、清水検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 技術主幹 他5名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、大洗研究所特定廃棄物管理施設の定期事業者検査の開始に当たり、定期事業者検査報告書（以下「開始前報告書」という。）の作成、提出に関する確認について、資料に基づき説明があった。

- ・令和2年3月までの施設定期検査では、継続的に機能維持を要する設備について毎年定期に検査を実施してきたが、定期事業者検査においてもこれらの機能維持に係る検査を継続的に実施する。
- ・検査項目は、従前の施設定期検査で実施してきた項目に加え、施設定期自主検査で実施した項目も合わせたものを考えている。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・従前の施設定期検査は施設の性能の維持について検査を行うものだったが、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第13条の規定に基づき、定期事業者検査は分解等の方法による検査も行うこととなる。また、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則が廃止され、新たに特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則が施行された。これらを踏まえ、適合を確認する技術基準、検査項目及び検査対象設備を整理すること。
- ・定期事業者検査計画での保安記録確認検査については、具体的に何を確認するのか、技術基準との整合を考慮して整理すること。
- ・前述の整理した結果は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の10に基づき定期事業者検査の終了時に報告をすること。

○原子力機構から、了承した旨回答があった。

6. その他

資料：大洗研究所の特定廃棄物管理施設の定期事業者検査について